○甲佐町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例（抜粋）

（基本方針）

第４条　指定居宅介護支援の事業は、要介護状態となった場合においても、可能な限り、利用者が居宅においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行われなければならない。

２　指定居宅介護支援の事業は、利用者の心身の状況、置かれている環境等に応じ、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から総合的かつ効率的に提供されるように配慮して行われなければならない。

３　指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の指定居宅サービス事業者（法第41条第１項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。以下同じ。）等に不当に偏よることのないように公正中立に行わなければならない。

４　指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の事業の運営に当たっては、町、法第115条の46第１項に規定する地域包括支援センター、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の７の２に規定する老人介護支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者、介護保険施設、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第１項第１号に規定する指定特定相談支援事業者等との連携に努めなければならない。

５　指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

６　指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第118条の２第１項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。